

## さいたま公民連携コミュニティ設置要綱

### (設置目的)

第1条 さいたま市（以下「市」という。）と企業・各種団体等（以下「企業等」という。）が、公民連携に取り組むことで、より質の高い公共サービスを提供するとともに、効率的・効果的な行財政運営を実現できるよう、公民連携に関する情報提供、意見・情報交換等を行う「さいたま公民連携コミュニティ」（以下「公民連携コミュニティ」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 公民連携コミュニティの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公民連携に関するセミナー等の実施
- (2) 公民連携に関する市、企業等との意見・情報交換
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民連携に関連する事項

### (構成)

第3条 公民連携コミュニティは、市、参加を希望する市内の企業等をもって構成する。

### (庶務)

第4条 公民連携コミュニティの庶務は、行財政改革推進部において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、公民連携コミュニティに関し必要な事項は、市が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。